

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の無償化がスタートします。

### 企業主導型保育施設を利用する子供

#### 【対象者】

- 企業主導型保育施設を利用する**3歳から5歳までの子供**のうち、**保育の必要性のある子供**が無償化の対象です。
- 企業主導型保育施設を利用する**0歳から2歳までの子供**のうち、**住民税非課税世帯であって、保育の必要性のある子供**が無償化の対象です。
  - 保育の必要性のある子供とは、以下のとおりです。
    - ①「**従業員枠**」を利用している子供…全ての子供を保育の必要性のある子供とします。
    - ②「**地域枠**」を利用している子供…市町村の保育認定(2号、3号)を取得している子供を保育の必要性のある子供とします。
  - 年齢は、学年(クラス)により判断します。
  - 住民税非課税世帯かどうかは、4月～8月までは前年度の住民税の課税状況により、9月～3月まではその年度の住民税の課税状況により判断します。
  - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

#### 【利用料】

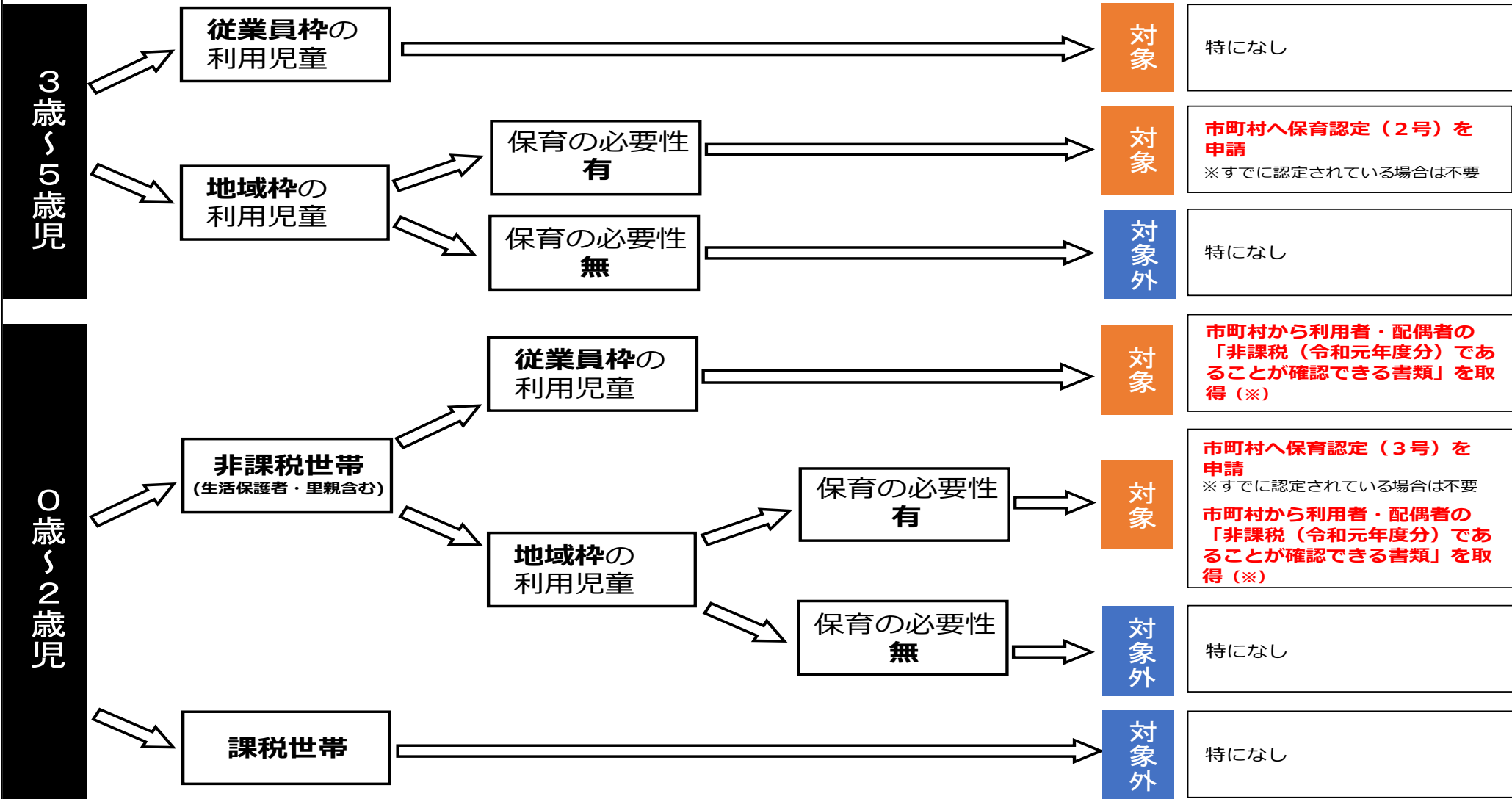
- 無償化の対象となる子供の利用料について、**標準的な利用料の金額が減額**されます。

※令和元年10月以降の標準的な利用料の金額(予定)

4歳以上児	3歳児	1、2歳児	0歳児
23,100円	26,600円	37,000円	37,100円

# 無償化の対象となる児童フローチャート

**無償化に必要な手続き**



(※) 生活保護者・里親の場合は、所得証明書の代わりに、その状態にあることを証明できる書類を準備（保護証明書や、里親委託通知書など）